



お役立ち

平成23年 震災号
(株)経営支援会計・遠藤税理士事務所
〒963-8833
福島県郡山市香久池2-19-7
TEL 024-922-5251 FAX 024-922-7276

この度の大地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
この会報が事業復興への一助となればと思います。
大震災を原因として売上減少や売掛入金金の遅延など、資金繰り不足が予測される事業所では、
売上回復が見込めるまでの間は、次の各項目を検討してはいかがでしょうか。
なお、ご不明な点は当事務所にお問い合わせ下さい。

大震災に伴う救済や延長措置

(1) 震災による貸付

- ①対象者は
- イ. 事業建物や機械・在庫などに被害を受けた方(直接被害者)
(市町村役場や行政センターから発行してもらう「罹災証明書」添付)
 - ロ. 直接被害者との取引を原因とする売上減少、売掛金の固定化など、災害の発生により、間接的な被害を受けた方(間接被害者)
- ②貸付内容
- ※ 返済期間は10年で、措置期間2年以内
 - ※ 金利は、1.5%前後
- ③申込先
- イ. 福島県の「災害対策特別資金」は、各金融機関へ申込み
信用保証協会の別枠での保証利用(限度8,000万円)
 - ロ. 日本政策金融公庫の「災害貸付」は、小規模企業で3,000万円が限度目安



(2) 生命保険料と損害保険料

保険会社は、最長で6カ月の期間、生命保険料や火災保険・車の任意保険などの支払を猶予することを決めたので、震災の影響から今後の資金繰り不足が予測される場合は、会社契約及び個人契約を検討し早めに連絡しましょう。

(6カ月後の支払例としては、2カ月分ずつを6カ月かけて支払う、など…)



(3) 社会保険料及び労働保険料

- ①3月11日以降に納期限が到来する社会保険料及び労働保険料は、災害がやんだ日から2カ月を目安として納付が自動延長(手続きなし)されます。
- ②延長期間中は、一律に社会保険料の口座振替は停止されます。延長された社会保険料は後日郵送される納付書により、金融機関で納付することになります…

(4) 申告や納税など

- ① 国税・地方税は、3月11日以降に期限が到来する全ての申告、届出、納税などを延長することになりました。(福島県は手続きのいらない自動延長)
- ② 延長される期間は、災害がやんだ日から2ヵ月以内が目安ですが、延長期間は別途発表される予定です。
- ③ 納税の延長予定(口座振替の場合は振替停止)
※4/22(金)個人申告所得税の振替納税 ※5月の固定資産税
※4/27(水)個人申告消費税の振替納税 ※5月の自動車税
※6月の市県民税
※4～6月の法人申告納税



(5) 「不渡り」扱いにしない場合

震災に伴う資金不足で支払えない手形や小切手は、金融機関に決済前に相談し、震災が理由であることが認められれば、「不渡り」扱いにしないこととされました。

(6) その他

- ① 震災特例の休業給付
災害により一時的に休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない場合、実際に離職していなくても失業給付を受けることができます。
詳しくはハローワークまで。(ハローワーク郡山TEL:024-942-8609)
- ② 一部損の地震保険金額
地震により一部損害を受けた建物、家財については契約金額の5%まで保証されます。
詳しくは、ご契約の保険会社まで。
- ③ 子供手当
現行の月額13,000円の支給が9月まで延長されました。2～5月分は6月に、6～9月分は10月に支給されます。(1人につき13,000円×4ヵ月=52,000 2回分で104,000円)
- ④ 生活資金の貸付
被災者を対象に、当面の生活資金として10万円まで無利子で貸し付けます。
詳しくは、福島県社会福祉協議会(024-523-1250)まで。※「罹災証明書」が必要です。
- ⑤ 運転免許の更新
イ. 3月11日以降の方は、8月31日まで延長
ロ. 免許の更新業務は、郡山免許センターや警察署は当分の間お休みです。

生活ミニ情報

放射線の対策

福島県産の野菜に出荷制限が出るなど、放射線による影響が出ています。
直ちに人体に影響が出ることはないということですが、どうしても気になる場合の対処法をご紹介します。

- ・よく洗う。サラダなど生で食べても大丈夫です。
- ・皮をむく。キャベツなどは表面の葉は食べない。



がんばろう福島! 地産地消!